

日本学術会議 会長 大西 隆 殿
同「安全保障と学術に関する検討委員会」 委員長 杉田 敦 殿

「安全保障と学術に関する検討委員会」への申し入れ

日本科学者会議常任幹事会
2016年7月3日

科学者を代表する政府機関としての日本学術会議の活動に対し、敬意を表します。

貴会議においては、1950年と1967年の2度にわたって、日本の科学者・研究者は「軍事研究は行わない」旨の声明を出されています。これは「日本の科学の自主的・民主的発展」を願って1965年に結成された私たち日本科学者会議の理念に合致するものであり、貴会議の2つの声明を積極的に支持することを宣言してきました。

政府は、2014年4月の「武器輸出三原則」の撤廃、昨年7月の「集団的自衛権」容認の閣議決定、9月の安全保障関連法案の成立により、我が国の憲法の従来解釈に全く反した施策を次々と強行してきました。こうした状況の下で、防衛省は「安全保障技術研究推進制度」により、大学等の研究機関や企業に対する競争的資金の供与を2015年度から始めました。昨年度は会長が学長である大学をはじめ4大学を含む9研究課題3億円を採択しました。「安全保障技術研究推進制度」予算は2016年度には倍額となり、今後更に増額されようとしています。

こうした背景のもと、学術会議は「近年、軍事と学術とが各方面で接近」し、「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難」と認識され、「安全保障と学術に関する検討委員会」（以下、「委員会」という）は「50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか」など5つの審議課題を設定され検討されると伺っています。

貴会議は、広く科学者の総意を把握し、それを政策に反映させるべく政府への勧告権を有している政府機関と承知しています。今次の課題は、全分野の科学者が強い関心をもって、自らの意見を寄せるべき重要事項です。そのため、科学者や国民の疑問や要望を踏まえ、委員会で広く、深く徹底的に審議されることが肝要と考えています。

したがって、私たちは会長及び委員会に以下のことを要望いたします。

記

1. 第 135 回総会で確認された「公開の原則」を委員会の審議すべてについて順守されること、とりわけ傍聴制限などが起きないように開催場所等に配慮されること。
2. 委員会の議事録・概要・確認事項等は可及的速やかに公表されること。
3. 委員会を東京だけでなく札幌、仙台、名古屋、京都(大阪)、広島、福岡等各地で開催するよう配慮され、多くの科学者に傍聴の機会を保証されること。また、広く科学者の意見を聴取し、委員会の議論に反映させていくため、会員・連携会員以外の科学者の意見を聴取するため、公聴会を各地で開催されること。
4. 公開シンポジウムの開催等、ひろく科学者、国民の声が反映される方途を追求されること。

以上